

平成 25 年 5 月より 羽曳野市民健診・前立腺がん検診 がはじまります



詳細は！
5月号広報を
ご覧ください。

羽曳野市民健診とは、特定健康診査に追加して血液検査項目などを充実させた健診です。

40歳以上の羽曳野市民で、羽曳野市国民健康保険、社会保険や後期高齢者広域連合などの医療保険にご加入の方が、特定健康診査（後期高齢者医療の被保険者の方については健康診査）を羽曳野市内と藤井寺市内の「羽曳野市民健診実施医療機関」で受診される場合に、羽曳野市独自に検査項目を追加して受診いただくことができます（羽曳野市民健診のみの受診はできません）。

前立腺がん検診とは、PSA（前立腺腫瘍マーカー）検査で前立腺がんの可能性を知ることができる検診です。

対象となるのは50歳以上の羽曳野市民の男性（2年に1回・今年度はS37年以前の奇数年生まれ）です。基本的には羽曳野市民健診と同時に、社保の一部の方は単独で受診できます。血液検査によるPSA検査を実施します。対象の方には健康増進課より受診券を順次郵送します。

【問合せ】健康増進課（保健センター）成人保健担当 ☎956-1000

40歳から74歳の羽曳野市国民健康保険に加入されている方へ 特定健康診査受診券発送のご案内

5月7日より、特定健康診査が始まります。それに伴い、受診の際に必要な「特定健康診査受診券」の発送を4月末頃に予定しています。届きましたら、受診されるまで大切に保管してください。（平成25年度はオレンジ色の封筒で、さくら色の受診券になっています）また、特定健康診査は上記「羽曳野市民健診」を追加して受診することができます。あなたと家族の未来や健康のために、ぜひ特定健診を受けましょう。

国民健康保険加入者の人間ドック費用助成の 対象年齢を拡大します

羽曳野市国保では生活習慣病の予防・早期発見・治療のため国民健康保険被保険者の方に年度内1回人間ドックの費用助成を行っています。これまで対象者を「35歳以上」としていましたが、4月より新たに、「30歳以上」の方が利用できるようになりました。利用に当たっては、保険年金課（1階③番窓口）へ申し込みが必要です。（電話での申し込みはできません）※実施医療機関などの詳細は5月号広報をご参照ください。

問合せ 保険年金課 ☎958-1111 内線1761

「養育（未熟児）医療給付について」

身体の発育が未熟なまま生まれた乳児が、指定医療機関で入院治療を必要とする場合に、その治療に要する医療費の一部を公費により負担します。なお、この制度は平成25年3月31日まで大阪府が実施主体でしたが、権限委譲により平成25年4月1日より羽曳野市へと移行されるものです。

●対象者…市内に居住で次のいずれかに該当する乳児

- ①出生時体重が2,000g以下の乳幼児。
- ②生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状を示すもの。
 - ア. 一般状態 a 運動不安、けいれんがあるもの。b 運動が異常に少ないもの。
 - イ. 体温 摂氏34度以下。
 - ウ. 呼吸器循環器系 a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの。b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるかまたは毎分30以下のもの。c 出血傾向の強いもの。
 - エ. 消化器系 a 生後24時間以上排便のないもの。b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの。c 血性吐物、血性便のあるもの。
 - オ. 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの。（重症黄疸による交換輸血を含む）

●給付の内容…診察・医学的処置・治療などの支給が受けられます。（入院治療のみが対象）

【問合せ】保険年金課福祉医療担当 ☎958-1111 内線1330・1320

こども入院医療費助成制度

本市では、子育て世代の経済的負担を更に軽減するため、平成24年4月診療分から、小学校1年生～小学校6年生までの「入院時の医療費」と「入院時食事療養費」を新たに助成しています。ただし、1つの医療機関あたり、1日につき500円（月2日限度）の一部自己負担金が必要になります。

助成前の健康保険の自己負担額をお支払いただいた後、窓口にて申請して助成を受ける事となります。（郵送による申請も可）

○対象となるもの

小学校6年生まで（12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）の、平成24年4月以降の入院分

○払い戻しに必要なもの

- ①対象者の健康保険証 ②認印
- ③領収書（保険診療点数、診療年月日、受診者名、医療機関名が記載されている原本）
- ④保護者の口座番号の分かるもの

【問合せ】保険年金課 ☎958-1111 内線1330